

令和 5 年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出 日：令和 5 年 8 月 1 7 日
 担当部・課：教育委員会学校教育課〔内線 5 0 2 2〕

① 件 名
石巻市幼児教育推進会議の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 情報化社会の進展により世の中が激しく変化し、予測がより難しくなるこれからの時代において、自らの人生を切り拓く力を育むためには、生涯にわたる人格形成や思考力の土台をつくる幼児期における教育が重要とされている。</p> <p>【目的】 こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、乳児期から幼児期への切れ目のない接続と共に、幼児期におけるこどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもが学ぶ土台づくりを構築するため、石巻市幼児教育推進会議を設置するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（こども家庭庁） 幼保小の架け橋プログラム（文部科学省）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 5 章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち 第 2 節 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実 4 就学に係る支援を強化する</p> <p>石巻市教育振興基本計画 施策目標 2 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実 基本施策 8 幼児教育の充実</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 5 年 2 月 石巻市幼児教育振興庁内連絡調整会議において石巻市幼児教育推進会議の ～ 7 月 設置について検討（計 4 回） 7 月 教育委員会第 7 回定例会において、石巻市幼児教育推進会議要綱案について議決 石巻市幼児教育推進会議要綱制定</p>
⑤ 主な内容
<p>石巻市幼児教育推進会議を設置し、次の事項について意見を聴取する。</p> <p>【意見を求める事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 幼児教育の推進に関する施策の総合的な行動計画の策定及び進捗状況に関すること。 (2) 市内に住所を有する幼稚園、保育所、保育園及び認定こども園並びに市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の連携促進に関すること。 (3) 小学校就学前のこどもの育ちを支える体制の整備に関すること。 (4) その他幼児教育の推進に関すること。

【構成員】

次に掲げる者のうちから、15人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内に住所を有する幼稚園の関係者
- (3) 市内に住所を有する保育所及び保育園の関係者
- (4) 市内に住所を有する認定こども園の関係者
- (5) 市立小学校の関係者
- (6) 教育委員会及び保健福祉部の職員
- (7) その他教育長及び保健福祉部長が適当と認める者

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**【影響・効果】**

- ・子どもの基本的な生活習慣の形成や規範意識の醸成など、健全な心身の基礎を培う上で効果的な指導や支援が期待でき、学ぶ土台づくりができる。
- ・幼稚園、保育所（園）、認定こども園、市立小学校の連携の推進により、発達や学びの連続性が確保され、社会性の育成が図られる。
- ・遊びを通して、子ども一人一人の発達段階や実情に配慮した適切な指導や支援が継続的に行われる。

【市財政への負担】

報償金	76千円（9,500円／回、2名、4回分）
費用弁償	35千円
合計	111千円

財源：一般財源（流用対応）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

気仙沼市教育委員会：「幼児教育推進室」

幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育施設の教職員に対する研修をはじめ、幼児教育の推進体制の充実を図るため推進室を設置し、幼児教育コーディネーター、チーフアドバイザーを配置している。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年9月 第1回石巻市幼児教育推進会議の開催

⑨ その他